

社会福祉法人子供の家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人子供の家の役員等の報酬及び交通費の支給について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、評議員、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長および理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が、法人及び法人が設置運営する事業所(以下「法人及び事業所」という)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

2 理事が、理事長の名を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払う。

2 監事が、監査の業務、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(重複支給の防止)

第6条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1(第3条、第5条関係)

名称	報酬	交通費
理事会	日額 10,000円	実費額。ただし自家用車の場合 は1Kmにつき20円
評議員会	日額 10,000円	

別表2(第4条、第5条関係)

名称	報酬	交通費
理事長	日額 10,000円	実費額。ただし自家用車の場合 は1Kmにつき20円
理事及び評議員	日額 10,000円	
監事	日額 10,000円	